

特定建築物等の定期報告書類の電子申請に係るQAについて

● 電子申請の届出について

Q1	特定建築物等の定期報告書類の報告日はいつになりますか。
A1	電子申請による申込が完了したら申請者に申請完了メール(仮受付)が届きます。市の担当者が添付資料の不足、入力漏れの確認を行い、不備があればメール又は電話で訂正をお願いします。書類が整い次第、申請者に受付完了メール(本受付)を送付いたします。受付完了メールの日付けが報告日となります。 ※「電子申請の流れについて」を確認してください。
Q2	電子申請を行った証明になるものはありますか。
A2	電子申請内容を確認後、受付完了メール(本受付)のみとなるため、証明書はありません。
Q3	電子申請はいつでもできますか。
A3	24時間、365日申請できます。
Q4	定期報告の必要ではない報告書を任意で届出することは可能ですか。
A4	任意の届出はできません。
Q5	従来どおり窓口に届出することは可能ですか。
A5	可能です。
Q6	電子申請システムで手続き名を検索する場合、どのような名称で検索すればよいでしょうか。
A6	「特定建築物」、「定期報告」等で検索し、「特定建築物等の定期報告書」から電子申請してください。
Q7	電子申請に必要なものはありますか。
A7	電子申請にはメールアドレスが必要です。 電子申請には、報告書の種類に応じて次の添付データが必要です。 ・定期調査(検査)報告書, 概要書(指定様式 Excel) ・調査(検査)結果表(指定様式 Excel) ・写真(指定様式 ExcelをPDFに変換) ・図面(指定様式 ExcelをPDFに変換) ・検査者の資格証の写し(PDF) ※建築士を除く ・委任状(任意様式 PDF)
Q8	1つの電子申請で建築物・建築設備・防火設備を同時に報告することは可能ですか。
A8	同時に報告することはできません。

Q9	添付ファイルの容量が20MBを超える場合はどうすればよいですか。
A9	容量が大きくアップロードできない場合は、建築指導課へ連絡をお願いします。
Q10	報告様式がExcel形式となっていますが、従来のWord形式のものは使用できますか。
A10	原則Excel形式の提出としてください。 なお、Excel形式の使用が難しい場合は、建築指導課へ連絡をお願いします。
Q11	従来窓口で受け取っていた審査結果通知書はどのようにになりますか。
A11	審査完了メールの受信後、電子申請システムにログインし、「申込内容照会」ページからダウンロードしていただけます。